

カード・インコンプリートの問題について

1 法律で求められている要件

- 臓器移植法第6条第1項及び同条第3項においては、臓器を提供する意思及び脳死判定に従う意思を書面により表示していることを要件としている。

○ 臓器の移植に関する法律（平成9年法律第109号）（抄）

（臓器の摘出）

第6条 医師は、死亡した者が生存中に臓器を移植術に使用されるために提供する意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けた遺族が当該臓器の摘出を拒まないとき又は遺族がないときは、この法律に基づき、移植術に使用されるための臓器を、死体（脳死した者の身体を含む。以下同じ。）から摘出することができる。

（第2項 略）

3 臓器の摘出に係る前項の判定は、当該者が第一項に規定する意思の表示に併せて前項による判定に従う意思を書面により表示している場合であって、その旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まないとき又は家族がないときに限り、行うことができる。

（第4～6項 略）

- 意思表示カード・シールによらずに、臓器提供者が臓器提供をする意思及び脳死判定に従う意思を独自の様式に書き記すことも可能であるが、臓器提供者自身が独自の様式で意思表示を行うことは実際には困難であることから、利便性に資するために、画一的な意思表示カード・シールを発行しているところ。

2 カード・シールによる意思表示の現状

- 臓器移植法施行後（平成9年10月16日～平成15年12月末日現在）、臓器提供意思表示カード・シールを持っていた事例は734件、

うち記載不備と判断された事例が 99 件（意思表示カード・シールを持っていた事例の 13.5%）。（別紙 1）

（参考 1）民法における遺言について

- 民法においては、下記のように遺言の様式性を定めており、定められた方式によらない遺言については、無効とされる場合もある。

（別紙 2）

- 民法（抄）

（遺言の様式性）

第 960 条 遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、これを行うことができない。

（自筆証書遺言）

第 968 条 自筆証書によつて遺言をするには、遺言者が、その全文、日附及び氏名を自書し、これに印をおさなければならない。

- 2 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を附記して特にこれを署名し、且つ、その変更の場所に印をおさなければ、その効力がない。

3 検討のポイント

以下のような点について検討が必要ではないか。

- ① 現状においては、書面による意思表示の有効性の判断を厳格に行っているが、弾力的に判断することは可能であるか。
- ② 意思表示カードの記載に不備がある場合に、例えば家族の証言等により補完を行うことを一般的に認める余地があるか。
- ③ 誤記入を減らすための有効な普及啓発の検討・実施
- ④ 意思表示カードの様式の見直し（①の議論を踏まえる必要がある。）
 - ・ これまでもカード様式について変更が行われている（別紙 3）。

※ 旧カード様式における眼球の取扱

- 平成 11 年 10 月以前の意思表示カード（旧カード）においては、眼球について脳死下での提供を行うことが可能な臓器として例示されておらず、脳死下で提供を行うためには、脳死下における提供臓器の例示のうち、「その他（ ）」の括弧内に「眼球」と明示する必要があった。（前掲別紙 1）

現在の意思表示カード・シールにおいては脳死下での提供を行うことが可能な臓器として眼球が明示されている。ただし、現在でも提供事例の多くは旧カードによっている。（別紙 4）

意思表示カードの記載不備内容

以下の分類では、脳死下における臓器提供に係る意思表示に焦点を当てて、事例を整理している。件数は平成9年10月から平成15年末までのカード情報に基づくもの。

1 意思表示の内容が不明確であるもの

- (1) 脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思が明らかでないとしたもの
 脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思の表示は法律上求められている要件であり、これらの要件を満たすことが必要。

A 番号1に○なし 64件 (64.6%)

(理由) 番号1に○がないことにより、脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思が書面により表示されているとはいえない。

↓ (該当する1 2 3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい)

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 (心臓) (肺) (肝臓) (腎臓) (脾臓) (小腸) (眼球) その他()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 (腎臓) (脾臓) (眼球) その他()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 / 月 / 日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆):
 (可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

B 番号1, 2, 3全てに○ 6件 (6.1%)

(理由) 番号1, 2, 3全てに○があることにより、1 脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思が書面により表示されているのか、3 臓器を提供しないという意思表示がされているのか、判断できない。

↓ (該当する1 2 3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい)

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 (心臓) (肺) (肝臓) (腎臓) (脾臓) (小腸) (眼球) その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 (腎臓) (脾臓) (眼球) その他()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 / 月 / 日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆):
 (可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

C 番号3に○と×の両方記載 1件(1.0%)

(理由) 番号3に○と×の両方が記載されていることにより、臓器を提供しないという意思表示がされているのか、「臓器を提供しない」という意思表示が否定されているのかが明らかでない。

意思表示カードにおいては、○が同意の意思表示を明示するための印と
しているところであり、そのことから×については不同意の意思表示を
しているものと類推できるが、○と×の両方が記載されていることによ
り、最終的に○という意思表示をしたのか、×という意思表示をしたの
かが明らかでない。

← 該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい)

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 / 月 / 日
本人署名(自筆): 移植太郎
家族署名(自筆): _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

(2) 提供する臓器が明らかになっていないとされたもの

実際には、提供を希望する臓器と提供を希望しない臓器があるという考え
方の下で、意思表示カードにおいては、提供を希望する臓器の種別を明らか
にする様式となっている。

D 臓器に○なし 17件(17.2%)

(理由) 臓器に○がないことにより、提供する臓器に関する意思表示が明確に
なっていない。

← 該当する1 2 3 の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい)

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。 (×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・脾臓・眼球・その他()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 / 月 / 日
本人署名(自筆): 移植太郎
家族署名(自筆): _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

2 書面の有効性が確認できないもの

(1) 本人の意思表示であるかを判断できないとされたもの

法律では、死亡した者が生存中に脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思の表示を要件としていることから、本人の生存中の意思表示であることが明らかであることが必要。

E 本人署名と家族署名の記載が逆 2件(2.0%)

(理由) 臓器提供及び脳死判定に係る本人の意思表示なのか、家族の意思表示であるかが明らかでない。

「該当する1, 2, 3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい」

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓 脾臓 眼球 その他()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 1月 1日
 本人署名(自筆): 移植 花子
 家族署名(自筆): 移植 太郎
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

(※) その他、実例はないものの、本人の署名がない場合も無効。なお、家族署名のみがない場合は有効な書面として扱われる。

(2) 意思表示カードが矛盾のある書面になっていると判断されたもの

書面による意思表示は有効なものであるためには、意思表示カードの書面が矛盾のないものになっていることが必要。

F 署名年月日がありえない日付になっている。 5件(5.1%)

(理由) 当該カードが配布される以前に本人が意思表示を行ったという事実関係になることから、意思表示カードが矛盾のある書面になっている。

F-1 署名年月日が法律施行前 5件(5.1%)

(うち1件は署名年月日に生年月日を記載)

「該当する1, 2, 3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい」

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓 脾臓 眼球 その他()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1997年 1月 1日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆):
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

「該当する1, 2, 3の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい」

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓 肺 肝臓 腎臓 脾臓 小腸 眼球 その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓 脾臓 眼球 その他()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1970年 1月 1日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆):
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

(論点1) 法施行(平成9年10月16日)以前であっても、法律で必要としている意思表示に係る要件(脳死判定に従う意思及び臓器提供を行う意思)、その他必要要件を満たしている書面であれば、有効な書面として扱われ得るか。

F-2 新様式カードに新様式カードが発行される以前の期日を記載

(例:新様式カードに旧様式カードの日付を転写したような場合)

↓(該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい)

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 (心臓) (肺) (肝臓) (腎臓) (脾臓) (小腸) (眼球) (その他) ()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 (腎臓) (脾臓) (眼球) (その他) ()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1998年 1月 1日
 本人署名(自筆): 移植太郎
 家族署名(自筆): _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

3 その他

G 番号、臓器ともに○なし 3件(3.0%)

(理由) 番号及び臓器に○がないことから、脳死判定に従う意思及び臓器提供の意思表示が表示されておらず、かつ提供臓器が表示されていない。(A及びDに該当)

G-1 その他(全部)と記載 1件(1.0%)

G-2 その他(全臓器提供)と記載 1件(1.0%)

↓(該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい)

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 心臓(肺) (肝臓) (腎臓) (脾臓) (小腸) (眼球) (その他) ()

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓 (脾臓) (眼球) (その他) ()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: _____年 _____月 _____日
 本人署名(自筆): 移植太郎
 家族署名(自筆): _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

↓(該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい)

1 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 心臓(肺) (肝臓) (腎臓) (脾臓) (小腸) (眼球) (その他) (全部)

2 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓 (脾臓) (眼球) (その他) ()

3 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: _____年 _____月 _____日
 本人署名(自筆): _____
 家族署名(自筆): _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

(※) 番号、臓器に○があり、その他(全部)、その他(総て)といったことが書かれている場合には、例示以外の臓器・組織の提供を行う意思表示として認めている。

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他(総て)

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・脾臓・眼球・その他(総て)

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 2004年 / 1月 / 1日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆): _____
 (可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・その他(総て)

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・眼球(角膜)・脾臓・その他(総て)

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 1998年 5月 / 1日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆): _____
 (可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

(論点2) 番号に○があり、臓器○がなく、括弧内に「提供できる者は全て」といったことが書かれていた場合に、提供できるものは全て提供したいという意思表示といえるのか。

H 本人署名のみ記載 1件(1.0%)

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で提供したい臓器を○で囲んで下さい》

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・眼球・その他()

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。 (×をつけた臓器は提供しません)
 腎臓・脾臓・眼球・その他()

③ 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: _____年 _____月 _____日
 本人署名(自筆): 移植 太郎
 家族署名(自筆): _____
 (可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

I 未記入 1件 (1.0%)

※ 旧カード（シール）様式における眼球提供不可事例

H その他（ ）に記載なし 18例

（理由） 眼球の提供意思表示が明確でない。

（該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。（×をつけた臓器は提供しません）
 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・その他（ ）

② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。（×をつけた臓器は提供しません）
 腎臓・眼球(角膜)・脾臓・その他（ ）

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 1998年 5月 1日
 本人署名(自筆)： 移植太郎
 家族署名(自筆)： _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

I その他（ ）に○といったことを記載 2例

（該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい）

① 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。（×をつけた臓器は提供しません）
 心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・その他(○)

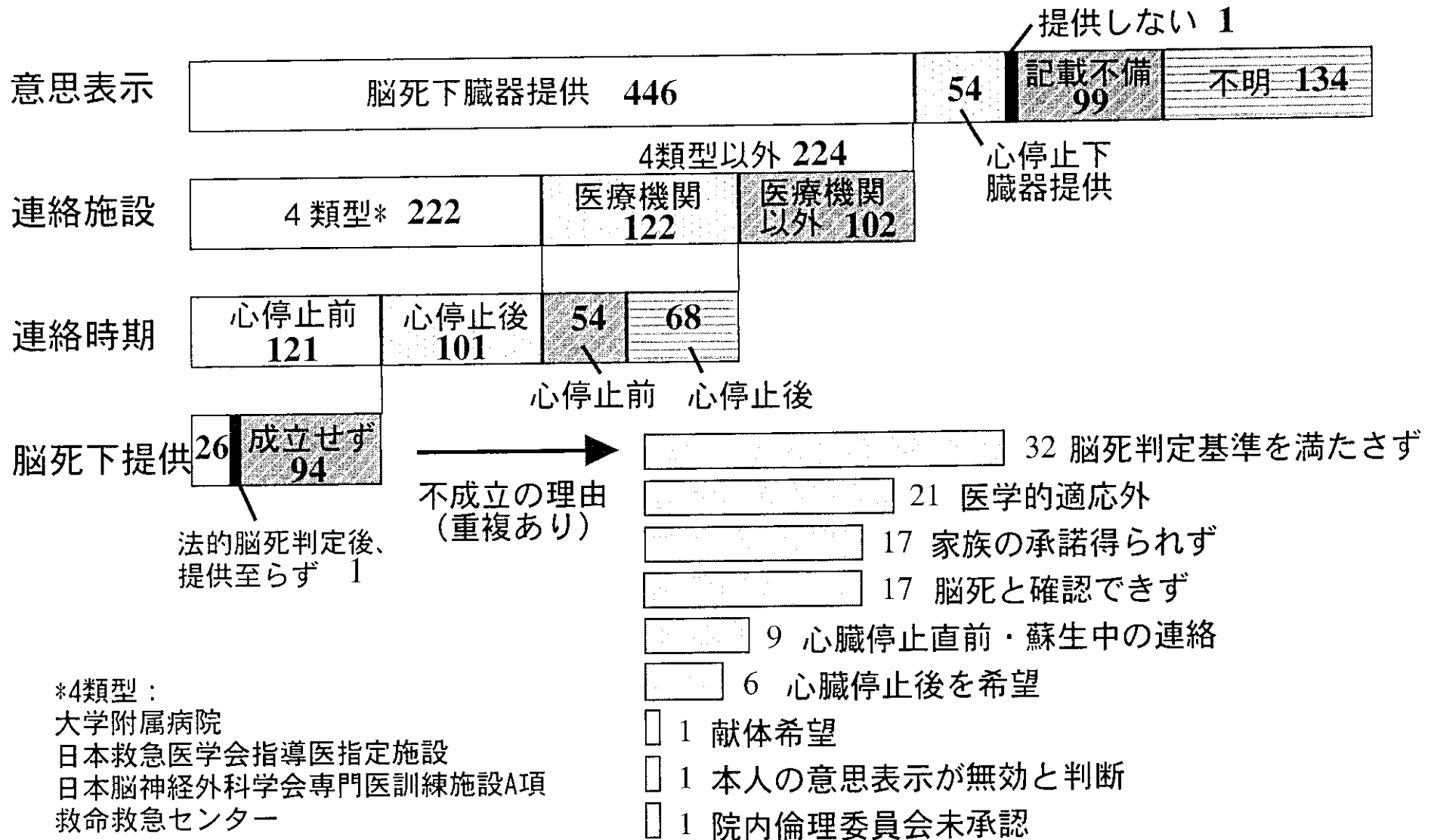
② 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供します。（×をつけた臓器は提供しません）
 腎臓・眼球(角膜)・脾臓・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日： 1998年 5月 1日
 本人署名(自筆)： 移植太郎
 家族署名(自筆)： _____
(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい)

意思表示カード・シールによる情報

(N=734, 1997/10-2003/12)



*4類型：
 大学附属病院
 日本救急医学会指導医指定施設
 日本脳神経外科学会専門医訓練施設A項
 救命救急センター

○ 昭和52年11月21日最高裁判決

(自筆遺言証書における日付の誤記と遺言の効力)

自筆遺言証書に記載された日付が真実の作成日付と相違しても、その誤記であること及び真実の作成の日が遺言証書の記載その他から容易に判明する場合には、右日付の誤りは遺言を無効ならしめるものではない。

○ 昭和52年11月29日最高裁判決

(日の記載を欠く自筆遺言証書の効力)

自筆遺言証書に年月の記載はあるが日の記載がないときは、右遺言書は民法968条第1項にいう日付の記載を欠く無効のものである。

○ 昭和54年5月31日最高裁判決

(自筆遺言証書の日付として「昭和四拾老年七月吉日」と記載された証書の効力)

自筆遺言証書の日付として「昭和四拾老年七月吉日」と記載された証書は、民法九六八条一項にいう日付の記載を欠くものとして無効である。

意思表示カードの歴史

平成8年

- 1月 ・ 意思表示カードのデザイン公募
- 4月 ・ デザイン決定
- 6月 ・ 腎臓移植ネットワークにて意思表示カード作成 … ①
(心停止後の腎臓提供)

平成9年

- 6月 ・ 臓器移植法成立
意思表示カード普及委員会作成 200万枚発行 … ②
- 10月 ・ 臓器移植法施行
ネットワーク作成臓器提供意思表示カード配布開始 … ③
「このカードは常に携帯してください。」言葉追加 … ④

平成10年

- 4月 ・ 改訂版：臓器提供意思表示カード配布
数字を赤、矢印を赤で入れたものを配布開始 … ⑤

平成11年

- 10月 ・ 改訂版：臓器提供意思表示カード配布
1.に眼球を入れたものを作成し、配布開始 … ⑥

①

●意思表示カード●

私は、死後、
□移植のために以下の臓器を提供します。
□腎臓 (どちらかに印をつけてください)

□移植のために臓器を提供しません。

その他コメントがあれば
お書き下さい:

署名年月日 年 月 日

署名(自署)

生年月日 年 月 日

電話番号 () -

献腎情報は☎0120-22-0149へ

②

《該当する番号を○で囲んで下さい》

- 1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません) 心臓・肝臓・肺・膵臓・腎臓・その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません) 腎臓・膵臓・肺・角膜・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆):

家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名下さい。)

③

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません) 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません) 腎臓・眼球(角膜)・膵臓・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆):

家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

④

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません) 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません) 腎臓・眼球(角膜)・膵臓・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆):

家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

⑤

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません) 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません) 腎臓・眼球(角膜)・膵臓・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆):

家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

⑥

《該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい》

- 1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません) 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球・その他()
2. 私は、心臓が停止した死後、移植のために○で囲んだ臓器を提供します。(×をつけた臓器は提供しません) 腎臓・膵臓・眼球・その他()
3. 私は、臓器を提供しません。

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆):

家族署名(自筆):

(可能であれば、この意思表示カードを持っていることを知っている家族が、そのことの確認の為に署名して下さい。)

脳死下臓器提供事例29件の内訳

・脳死下で眼球が提供された事例 7件

(うち旧カード4件、新カード3件)

・脳死下で眼球が提供されなかった事例 22件

- a) 番号1に眼球のない旧カード・シールで、番号1のその他()に記載なし：17件
- b) 番号1に眼球のない旧カードで、番号1のその他()の括弧内に○等と記載：2件
- c) 意思表示はされていたものの提供に至らず：2件
- d) 新カードで眼球の意思表示なし：1件

(参考)

	眼球意思表示あり→提供	眼球意思表示あり→提供せず	眼球意思表示せず	計
旧カード	4	2	19	25
新カード	3	0	1	4
計	7	2	20	29

脳死下臓器提供事例 29 件の内訳

・脳死下で眼球が提供された事例 7 件

(うち旧カード 3 件、新カード 4 件)

・脳死下で眼球が提供されなかった事例 22 件

- a) 番号1に眼球のない旧カード・シールで、番号1のその他()に記載なし：
18件
- b) 番号1に眼球のない旧カードで、番号1のその他()の括弧内に○等と記載：2件
- c) 意思表示はされていたものの提供に至らず：2件